

社会福祉法人 河北会

事業計画書

(平成28年度)

特別養護老人ホームさくらぎの里

さくらぎの里短期入所生活介護事業所

さくらぎの里居宅介護支援事業所

(仮称) グループホームさくらぎ

法 人 部 門 計 画

1. 施設整備計画

- (1) 質の高いケアの実現と効率的な経営を両立させるため、改築方針の検討に当たっては、ソフト・ハードの両面から検討を進める。
- (2) 地域に根ざした施設経営を行うため、当施設圏域の整備計画や地域の福祉ニーズ等を把握するとともに、現状での事業規模では相対的に高コストとならざる得ない状態であり、人員基準等を考慮しても事業規模の拡大が効率的な経営を可能とする思料される。しかしながら、施設の経営実態は施設規模から受ける影響も大きいが、それだけでは表わせない施設毎の固有の因子もあるものと推測されることも踏まえ、新たな事業展開も検討し、計画を策定する。
- (3) 配置計画及び人事考課制度の見直しとの一体化した推進に向け、施設整備等補助金を有効活用する。

2. 職員配置計画

- (1) 利用者が安全・安心な暮らし、また職員が安心して働く施設を目指し、サービス提供できる体制の充実を図るため、適切な支援及び勤務体制に見直しを図る。
- (2) 介護サービスの質の向上を目指し、介護及び支援の充実を図るため、適切な職員配置に見直しを図る。
- (3) 職員が働きやすい職場環境の構築を目指し、職員個々の負担軽減を図るため、職員構成の見直しを図る。職員構成の見直しに当たっては、定年退職、普通退職等の自然減も考慮しながら、段階的に進めて行くこととする。
- (4) 施設整備計画の変更、介護報酬の改定、制度改正等により収支状況の変化を勘案し計画を推進する。

3. 人材育成と職場環境の確立

- (1) 人材育成が課題であり、職員配置計画に基づき、今後も職員を採用していく計画であり、施設に有為な人材を確保し定着させるとともに、その後の育成、安定した職員確保の観点からも研修制度の充実を図る。また、人材の量的拡大のみならず、質の向上を目指し、職員からの意見も考慮し人材育成について検討を進めて行く。
- (2) 施設実習を積極的に受け入れ、実習内容を充実させるとともに様々な機会に施設をPRし、人材確保につなげていく。
- (3) 各部署・ユニットで全員参加の会議を定期的に開催し、職員の意思統一を図り、連携を深めていくとともに業務改善に取り組む。

- (4) 管理職による全職員の面接を実施し、相談やアドバイスの機会を設けるとともに、組織体制を見直し、職員が心身ともに充実した働きやすい職場環境を作る。

4. 人事考課制度の見直し

- (1) 人事考課制度は、全職員を対象に実施し、職員一人ひとりのやる気を高めるとともに組織全体を活性化させるための有効手段とし見直しを図る。
- (2) 考課者訓練に取り組み、考課者が一定レベルの評価スキルを身に付け、勤務実績を給与等に適切に反映させる制度に改定し、公正性と納得性を確保できるよう検討を進めて行くこととする。

5. 収益力低下を吸収するための業務効率化とコスト削減に向けた取組み

- (1) 平成27年度の改正により介護報酬が引下げとなっており、今後も引下げの圧力が強まることが予想され、恒常的な収益力の低下の一部は、恒常的な収益力の強化・コスト削減努力により吸収する必要があり、そのために日々の業務の効率化が重要となる。今後は、更に利用者の確保等も含めた営業努力による稼働率の向上、また医療との連携等に注力していく。
- (2) 開設11年を経過し、経年劣化による設備面での修繕箇所が生じてきていることから、修繕整備を要する項目を整理し優先順位を付け、計画的な修繕を行う。また、利用者、職員による行為等で生じる突発的な修繕については、要因分析と再発防止に向けた取り組みを徹底し、突発的修繕を抑制する。
- (3) 光熱費の削減にも継続して取り組むこととし、電気料については基本料金の更なる値上げが予想されるため、業者を変更することでデマンド管理を徹底しデマンド値の引下げによる基本料金の節減と効率化を図る。また、施設内の照明設備を全てLEDに変更することでコスト削減を図る。また、不必要的場所、時間帯の消灯や夏季・冬季のエアコン温度設定の徹底した管理を実施する。
- (4) 紙オムツの使用量が年々増加傾向にあり、平成26年度に見直し図り、業者を変更しており、今後もアドバイザーによる指導を含め、品質の検証及び使用量調査を実施する。同様にポリグローブ等についても仕入先を変更したことで、一枚単価が半減となることで、今後更に圧縮図られる。今後も消耗品等備品についても管理徹底し、更なる削減を図っていくこととする。
- (5) 設備・機器の正しい使用方法を再確認し、不具合等異常の早期発見と早期報告を職員に徹底する。また、管理者による定期的な見回り点検を実施することにより無駄をなくす。
- (6) 職員にコスト削減意識を持つてもらえるよう、経費全般の節減目標値と「コスト削減強化月間」を設定し施設全体で意識を高める。

6. 社会福祉法人制度の改革への対応

<趣 旨>

公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

- I. 経営組織のガバナンス強化 ⇒・議決機関として評議員会を必置（現行では任意設置の諮問機関であり、理事及び理事長に対するけん制機能が不十分であったため、評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付けする。）
 - ・役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規程の整備
- II. 事業運営の透明性の向上 ⇒・閲覧対象書類の拡大（財務諸表・定款・現況報告書・役員報酬基準の公表に係る規程の整備）
- III. 財務規律の強化 ⇒・役員等関係者への特別の利益供与を禁止、会計基準を省令に位置付け
 - ・社会福祉充実計画（純資産から事業継続に必要な財産額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化）
- IV. 地域における公益的な取組を実施する責務 ⇒・社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額料金で福祉サービスを提供することを責務として規定（利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等）
- V. 行政の関与の在り方 ⇒・所轄庁による指導監督の機能強化
 - ・国、都道府県、市の連携を推進

※平成28年度から施行予定の項目については、上記のアンダーラインの項目となる。

なお、新評議員会の設置に伴い、平成28年度末までに新評議員を選任することとなるが、先ずは新評議員会の選任方法等を定款に追記することで定款変更を要することとなる。

上記の改革案については現在審議中であるため、可決後盛岡市から通知予定であるが優先項目（財務諸表の公表等）については準備を進めていくこととする。

7. 重点項目と基本施策

基本項目	重点項目	基本施策
1. 利用者満足、家族の安心、地域の信頼を得るサービス提供	(1) サービスの質の向上	ア.個別ケアの推進 イ.医療的ケア実施体制の整備 ウ.記録の体系化
	(2) 利用者の安全の確保	ア.事故防止対策の強化 イ.危機管理マニュアルの整備 ウ.避難計画の策定
	(3) 地域における公益的な活動	ア.地域の福祉ニーズへの対応 イ.個別ケア体制の確立
2. 職場環境の確立	(1) 職員確保と人材育成	ア.職員の募集方法と採用試験のあり方 イ.職員研修の充実と資格取得への支援体制の充実
	(2) 働きがいのある職場環境の構築	ア.施設内研修会のあり方 イ.年次有給休暇の取得促進 ウ.職員の健康保持増進対策の推進
3. 透明性、安定性を追及した経営マネジメントの実践	(1) 組織統治と内部統制機能の強化	ア.危機管理の徹底 イ.事業所体制の整備 ウ.福祉サービス第三者評価の継続受審 エ.職種別情報交換会の充実
	(2) 経営マネジメント力の向上	ア.新たな事業展開への早期対応 イ.介護報酬、制度改定への対応

※上記の重点項目及び基本施策の考え方は次のとおりとし、今後毎年度取り組んでいくこととする。

【基本項目】1. 利用者満足、家族の安心、地域の信頼を得るサービス提供

〈重点項目〉(1) サービスの質の向上

重度高齢者、認知症ケア、看取り介護の支援や医療的ケア等の施設に求められる機能は、ますます高度化・専門化してきている中で、常に良質かつ安全・安心なサービスを提供し、質の向上を図っていくことを目指し、次の基本施策に取組んでいくこととする。

(基本施策) ア. 個別ケアの推進

福祉サービスのリスクマネジメントの視点から、サービス提供中の事故の多くは、利用者一人ひとりのニーズにあった適切な個別サービスを提供することで、未然に回避できるものと考えられることから、適切なニーズの把握と利用者一人ひとりの心身の特性に伴うリスクを踏まえたアセスメントを正しく実施し、それをケアプランに反映させ、より一層の個別ケアを推進していく。

イ. 医療的ケア実施体制の整備

医療的ケア研修については、引き続き指導担当者の看護師を中心に実地研修を行う。介護職員による喀痰吸引等が医療行為となるため、安全かつ適切に実施できるよう、医療的ケアの実施体制について更に整備を進めていくこととする。

ウ. 記録の体系化

ケース記録等については、内容を充実させるため、その目的、内容、活用方法、管理方法等のマニュアル化を進めていくと共に、他の記録簿についてもマニュアル化し、記録の体系化を進めていくこととする。

(2) 利用者の安全の確保

ア. 事故対策防止の強化

事故防止マニュアルの整備、事故対策委員会の設置等事故防止の体制については、一通り整備してきているが、効果的な原因分析や再発防止策の策定が若干不足している点があり、事故に至った根本的な要因を分析し、その対策を効果的に講じることができるよう、要因分析のスキルアップに取組んでいく。

イ. 危機管理マニュアルの整備

消防計画、防災マニュアル、夜間防火管理マニュアル、感染症予防マニュアル（感染症発生時の対応マニュアル含む）等について、既存の当該マニュアルを改めて内容の相互点検を行い、より実効性のあるものに見直しを図る。

ウ. 避難計画の策定

地震、土砂災害等災害時の避難計画について、盛岡市と避難場所の調整等を行い、施設の実情に応じた計画を改めて策定する。また、避難の際の

重要書類の持ち出しについて、部署別、重要書類別、担当別等更に具体的かつ明確化したマニュアルを策定し、災害に対する意識を更に高めていく。

(3) 地域における公益的な活動

ア. 地域の福祉ニーズへの対応

地域における課題や新たな福祉の需要等を積極的に把握するため、自治体、県・市社協、地域包括支援センター等関係機関との連携を密にし、要介護者とその家族への支援等、地域に対し施設機能を積極的に還元する取組みを進めていく。また、介護福祉専門学校、大学、養成機関等の実習受入れ、地元小・中学校等の福祉体験学習の受入等を通じ、介護福祉人材育成や次世代につながる育成にも積極的に貢献していく。

イ. 個別ケア体制の確立

利用者一人ひとりを大切にした個別ケアが重要であり、認知症や重度化が進んでも、その人らしさが表現でき尊厳が保たれる生活を保障し、自分の居場所として認識し、穏やかに過ごせる環境づくりを目指す。

ユニットケアが流れ作業的にならず、生活を共にするという意識を高めていくことが必要であり、日常の介護援助の中で利用者のしぐさ等にすぐに気付ける観察力を身につける。そのため、個別ケア及び認知症介護の理解を深めることを目的に実践研修を実施する。また、例年どおり外部のユニットケアリーダー研修にも引き続き派遣していくこととする。

2. 職場環境の確立

(1) 職員の確保と人材育成

介護業界全体で厳しい雇用環境続く中、職員の確保と人材育成が大きな課題となっており、職員配置計画通りに進まなければ、サービスの質の向上どころか利用者の安全の確保さえままならないことから、次の基本施策に取組むものである。

ア. 職員の募集方法と採用試験のあり方

職員募集の方法については、ハローワーク等の求人の他、ホームページでの採用情報の内容の見直し、求職者の感性に訴える内容に更新する。また、学校、専門学校、養成機関等への積極的な実習の受入をアピールしていくことで新卒者の採用につなげていく。

採用試験についても、試験内容等のあり方について検討を進めいくこととする。

イ. 職員研修の充実と資格取得への支援体制の強化

一年目の新人職員に対する育成体制として、新人指導担当者を配置し、着実に成果を上げつつあり、職員の資質向上及び定着化にもつながっている。よって、引き続きこの方針は変えないものの、その後の育成と職員確保の観点から、研修制度の更なる充実が必要であるため、研修委員会を主体とした施設内研修の見直し、資格取得に対する支援・評価等のあり方やその他の人材育成方法についても再度検討し、早期に実施していくこととする。

職員一人ひとりについて、基本項目に沿った資格・経験等を考慮し資質向上につながる研修に参加させるため、勤務体制等を考慮しながら、個別研修計画を策定する。また、今まで研修成果について、評価や見直しをしていないのが実情であるので、出張報告書でのレポート提出のみならず、参加者への考課測定等（自己評価・上司による評価）も実施し、研修に対する費用対効果を明確にしていくこととする。

(2) 働きがいのある職場環境の構築

職員の抱える悩みや不安をできる限り解消し、職員の満足度を高めることで仕事に対するやりがいを感じさせることができ、より良いサービスの提供につながるものと考え、次の基本施策に取組むこととする。

ア. 施設内研修会のあり方

これまでの職員研修は、職員数も少ないと現状もあり、外部研修への派遣（参加）が中心であった。外部研修は重要な研修施策の一つであるが、今後は施設内外で実施される研修を「施設内研修」の一環として系統的、一体的に実施していくこととする。

施設内研修会は、職場における主体的取組を促すとともに、実践内容を施設内で情報共有することが可能となり、職員の質の向上や職場の活性化、施設全体の強化につながるものである。また、ベテラン職員の経験的知識や知的ノウハウを知的資産として伝承していくことで個人及び組織の力量を高めていくものと考える。今後の取組意欲の向上につなげるためにも計画的に進めるよう、そのあり方について検討する。

イ. 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得については、現状を分析し、工夫と改善を行い、取得しやすい環境づくりを構築していかなければならない。今後は、自己研鑽のための研修参加や資格取得のための休暇利用等、休暇のあり方につ

いて各部署の職員の声を聞きながら検討していくこととする。

ウ. 職員の健康保持増進対策の推進～「ストレスチェックの実施促進」

職員の健康の保持増進には、自助努力も重要であるが、労働環境の中で自身の力では取り除けない健康障害要因やストレス要因等が、存在している。

現在、健康保持増進の具体的措置として健康診断を実施しており、今後も継続していくが、職場での人間関係等によるストレスに対しては、今年度より産業医を選任・配置し、「ストレスチェック」を実施、その後ケアが必要な職員に対しては、産業医による面接指導を実施することでメンタルヘルスケアを充実させ、精神的負担の軽減を図っていく。職員の抱える様々な悩みや不安をできる限り解消し、心身の健康維持のための仕組みづくりを管理者中心に職員の声を聞きながら検討していくこととする。また、夜勤業務を含めた業務の検証を行い、適切な勤務形態と適正な人員配置を検討する。

3. 透明性、安定性を追及した経営マネジメントの実践

(1) 組織統治と内部統制機能の強化

ア. 危機管理の徹底

危機管理においては、初動態勢の確立が極めて重要であり、「まず報告、悪い情報ほどすぐ報告、迷わず報告」を情報連絡の合言葉として徹底し、危機管理意識の向上に継続して取組んでいく。

イ. 事業所体制の整備

現在の施設の職員体制は、事業収支状況を勘案してのものもあるが、十分なけん制機能が働かない、後任の人材が育たない等の問題も多いのが現状である。今後は財務状況、管理者の運営面での関わり、職種関連携等を考慮しながら、職員体制の見直しについて検討する。また、管理栄養士や機能訓練士等一人で業務を行う職種についても同様であるため、業務分担や業務連携のあり方、組織体制について検討する。

ウ. 福祉サービス第三者評価の継続受審

平成26年度(9月受審)に初めて福祉サービス第三者評価を受審し、これまでの法人並びに施設運営について、先ずは自己評価による現状の把握と問題点を抽出することで意識改革となつた。課題となる事項

については、優先順位を付け、既に着手しているものの、評価受審によって明らかになった問題点を定期的な研修会、勉強会を通じて組織全体の資質向上につなげる。

平成28年度も受審する予定であり、引き続き施設内で第三者評価委員会が中心となり、問題点の要因分析、改善策の策定等早期の改善に向け取組んでいく。

事業の透明性を高め、情報開示することで利用者のサービス選択に役立てるとともに、今後問題点を改善していくことで、評価結果の情報開示により、マーケティング戦略としていくものである。

エ. 職種別情報交換会の充実

組織体制として、様々な職種があり、職種内容も多岐にわたるため、職務に直結した職種別研修の実施も必要であるが、当面は職種別情報交換会として相互の業務の進め方等情報交換し、事務処理の効率化と標準化を図っていくことで職種別研修の実施に結び付けていく。

(2) 経営マネジメント力の向上

平成27年度に介護報酬の改定、盛岡市第6期介護保険事業計画が施行され、経営環境がめまぐるしく変化して行く中で正確な情報を早期に収集し、十分に分析した上で有効な対応策を講じていかなければならないため、次の基本施策に取組むものである。

ア. 新事業展開への早期対応

今年度は7月1日に「グループホームさくらぎ」が開所予定であり、早期に軌道に乗せるため、開所前からの運営準備、稼動後の管理を徹底し安定経営を目指す。

今後の法人の事業展開を見極めるため、盛岡市及び各市町が定める計画等の分析を進めるとともに、各自治体・関係機関との情報交換を密にし、既存の事業の枠組みにとらわれない更なる事業展開について、引き続き事業推進委員会を中心継続して協議・検討していくこととする。また、他の法人・施設の動向についても常時把握するため、定期的に施設見学等による訪問を実施し、新たな事業展開につなげていくこととする。

イ. 介護報酬、制度改定への対応

平成27年4月に施行された介護報酬の改定については、今後の経

営状況に大きく影響している。将来的な資金計画の見通しを立てながら、新たな事業展開を含め、施設整備計画を必要に応じて行っていく。また、今後制度改正についても、情報を早く収集できるよう、行政・各施設と連絡を密にし、サービス内容の見直しや運営規程、重要事項説明書等契約関係書類の見直しの準備を順次進めていくとともに課題についても情報共有し改善に取組んでいく。

7. 理事会、評議員会開催計画

年3～4回及び適宜開催

8. 監査及び出納調査計画（監事による）

決算時及び適宜実施

9. 事業推進委員会

適宜開催

10. 苦情対応委員会

3～4回開催

11. 入所判定委員会（施設利用者決定委員会）

適宜開催

施設部門計画

1. 目指すべき施設像

施設を取り巻く現状	<p>当施設のエリアの中心部となる松園地区の人口は、約 17,900 人（平成 25 年 3 月末現在）で、内 65 歳以上が約 4,300 人と高齢化率が 24% に達しており、今後更に高齢化が進んでいくことは必至であり、加えて住民の減少と地域コミュニティの担い手不足、近隣との交流の希薄化等様々な課題を抱えているのが現状である。松園地区自治協議会で「地域づくり計画」を策定しており、その中で最も重要視する環境は医療福祉施設であり、充実した医療福祉環境が求められている。</p> <p>平成 27 年 3 月に同地区に新たな特別養護老人ホームも開所し、介護福祉施設も増加していくものであるが、今後はこれらの施設が共に連携し、当地区の社会資源としての機能を果たし、地域に貢献していくことが重要である。</p>
施設の今後目指すべき役割	<p>これから特別養護老人ホームに求められるのは、「認知症ケア」・「医療的ケア」の充実とともに、個人や個性が尊重される「個別ケア」の実践と考える。今後、団塊の世代が 75 歳に達する平成 37 年になれば、こうした傾向は更に顕著になってくると思われる。そのため、ユニットケアを単なる多床室から個室への流れの延長線上で考えるのではなく、入所者個人を一人の生活者と捉え、「自分らしく」暮らすことができるよう支援していくことが重要である。</p> <p>新中期経営計画では、利用者・家族の満足度の向上や事故防止策の強化、感染症への危機管理対策の強化、職員の確保と定着等の課題に引き続き取組むとともに、「認知症ケア」・「医療的ケア」の充実と高い専門性を発揮できる職員の育成、また介護技術・資格等の専門知識はさることながら、コミュニケーション・接遇力を高めるための研修強化に取組んでいく。</p> <p>当施設は、開所 11 年を経過し経年劣化も顕著になっていることから、利用者の安全・安心な生活に欠かせない設備や緊急性の高いものから修繕・整備を行っていく。</p> <p>利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者の尊厳に配慮した良質で安全かつ安心なサービスの提供に努め、「地域の人々に信頼される施設」を目指していく。</p>

2. 問題解決に向けた取り組み

課題	経営計画推進体制の確立		
現状認識	日常の業務上の問題への対応に追われ、経営計画の内容が十分に職員に浸透していなかったことと、役割分担や期限の設定が曖昧であったため、チェックや評価等が不十分であった。		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画が日常的に意識できるよう、毎月のリーダー会議・職員会議にて資料として配布し、職員への意識付けを行う。 ・中期経営計画の振り返り、進捗状況の確認をリーダー会議等で発表し職員に把握させるとともに職員の意見を集約し改善・向上につなげていく。 		
目標項目		目標値	
		平成27年度	平成28年度
リーダー会議・職員会議での進捗状況の確認回数		四半期毎	四半期毎
		平成29年度	四半期毎

課題	利用者・家族の満足度と接遇マナーの向上
現状認識	利用者及び家族等からの苦情や聞き取り調査結果において、満足度の低い項目もある。特に接遇マナーについては、日々の業務の中で利用者からの要望や意向を聞き取るための取組み、家族からも相談しやすい体制を作ることによって、利用者及び家族の満足度を向上させることが必要である。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇マナー研修会の実施、自己チェックによる振り返り、ケースに応じた職員への個別指導の徹底により、接遇マナーを向上させる。 ・利用者の尊厳を重視したサービスが浸透するよう、権利擁護に関する研修会を実施する。 ・利用者、家族及びボランティアに満足度に関するアンケートを実施、また、継続して第三者委員による聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、要因分析と改善策を全職員に徹底することで満足度の向上に取組む。 ・利用者家族に対して、カンファレンス・面会時の際に、要望や意向を聞き取る。 ・広報「さくらぎだより」を定期発行し、家族懇談会や制度改正説明会を通して、積極的な情報提供と意見交換を行い、家族とのつながりを強化することで家族が相談しやすい体制を構築する。

目標項目	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者・家族・ボランティアへのアンケート実施回数	年1回	年2回	年2回
上記アンケート結果による満足度	60%	70%	80%

課題	地域に根ざした施設運営の推進
現状認識	地域との積極的な関わりが少ないため、地域住民の施設に対する理解が希薄であるのが現状である。今後、地域住民に施設に対する理解を深めてもらうためには、地域住民との交流会や地域貢献活動等を通し、施設が地域の活動拠点として機能し、地域の福祉ニーズに積極的に対応していくことが必要である。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地元町内会等地域住民に対して、介護福祉に関する教室、講演会等を開催し地域貢献につなげる。 ・地域のお祭り等の行事に参加し、積極的に交流を図る。 ・施設行事に地域住民の参加を勧める。 ・災害時や高齢者の搜索等緊急時にも積極的に協力する。 ・岩手県社会福祉協議会ボランティア（市民活動センター）を通じ、ニーズにあった新規ボランティアの確保を行う。
目標項目	目標値
	平成27年度 平成28年度 平成29年度
地域住民向けの介護教室・講演会の開催実施	1回 2回 3回
ボランティアの積極的受入	3回 4回 6回

課題	施設機能の地域への開放
現状認識	介護福祉施設への理解や協力を得るために地域との関わりは重要である。毎年、夏祭り等施設行事を開催し、地域の方々との交流の場を設けており、またボランティア活動や施設実習等を積極的に受入れているが、施設機能の地域への開放という点では部分的な関わりに留まっている状況である。もっと施設内部を知って頂く取り組みを強化し、その

	上でハード面・ソフト面の施設機能を選んで活用して頂くよう、ニーズ調査に取組んでいくことが必要である。											
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉ニーズ調査を行い、実施可能なことから優先して取組む。 ・行政等のボランティア関係機関の活動団体を積極的に活用し地域とのつながりを大切にする。 ・第三者委員会等から施設への提言を頂く。 ・ボランティア、町内会、自治会等地域の方々に施設活動への参加を呼びかける企画の立案。 											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標項目</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の福祉ニーズの調査及び取組み</td> <td>調査実施</td> <td>検討・実践</td> <td>検討・実践</td> </tr> </tbody> </table>	目標項目	目標値			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	地域の福祉ニーズの調査及び取組み	調査実施	検討・実践	検討・実践
目標項目	目標値											
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度									
地域の福祉ニーズの調査及び取組み	調査実施	検討・実践	検討・実践									

課題	職員研修の充実と専門性の向上																					
現状認識	職員が、勤務体制の事情により、施設内研修に参加できないことが多く、専門性を身に付ける機会が少ない状況にあり、職員間の意思統一も難しいのが現状にある。今後は、勤務体制や研修日程、研修方法を工夫し、職員全員が参加できる体制を整えていくことが必要である。																					
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に定期的に施設内研修を実施し、勤務体制の状況によっては時間外での開催も検討する。 ・引き続き外部研修に積極的に派遣し、復命研修や他職員に対してOJTを行い、日常業務の中で実践していく。また、OJTでの指導を活性化させ、共に気付きを向上させる取組みを行っていく。 ・施設内研修に、外部講師も積極的に招へいする。 ・職員の資格取得を奨励し、積極的に情報提供を行っていく。 																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標項目</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設内研修の開催回数</td> <td>5回</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>施設内研修への職員参加率</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>職員の資格取得率（専門職員数に対する介護支援専門員・介護福祉士の取得割合）</td> <td>40%</td> <td>55%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>			目標項目	目標値			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	施設内研修の開催回数	5回	6回	6回	施設内研修への職員参加率	90%	95%	100%	職員の資格取得率（専門職員数に対する介護支援専門員・介護福祉士の取得割合）	40%	55%	60%
目標項目	目標値																					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																			
施設内研修の開催回数	5回	6回	6回																			
施設内研修への職員参加率	90%	95%	100%																			
職員の資格取得率（専門職員数に対する介護支援専門員・介護福祉士の取得割合）	40%	55%	60%																			

課題	会議、委員会の活性化と職員間の連携強化											
現状認識	<p>施設を運営リーダー会議、委員会を開催しても、業務の都合上、対象者全員が参加できない状況にある。施設を運営するに当たり、職種間の「報告・連絡・相談」は不可欠であるが、現状においては、タイムリーな「報告・連絡・相談」とは言い難いのが現状である。</p> <p>また、仕事の引継ぎ、記録時間も業務として位置づけているが、十分に確保できていないのも現状にある。このため、有効な情報伝達のあり方を検討するとともに、職員間の連携及び円滑なコミュニケーションを図るため、業務の見直しを再検討し、職種間の連携を図っていく。</p>											
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会については、今まで毎月初のリーダー会議と併せて開催していたが、今後は内容の充実化と効率化を図るため、各種委員会の開催は毎月末週に開催し、翌月のリーダー会議で内容報告と意見集約を行うこととする。その後、職員会議で議事録等資料を各部署及びユニットに配布するとともに、申し送りでも徹底し浸透させる。 事前の資料作成と配布により、会議時間を短縮し、業務に支障を来たさぬよう、効率的に実施する。 会議、委員会開催開始時間の徹底と終了時間を明確にする。 職員間の連携強化については、部署毎、ユニット会議を定期的に開催し情報の共有化を図る。 											
目標項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部署毎、ユニット会議の開催回数</td> <td>2ヵ月毎</td> <td>毎月1回</td> <td>毎月1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標値				平成27年度	平成28年度	平成29年度	部署毎、ユニット会議の開催回数	2ヵ月毎	毎月1回	毎月1回以上
目標値												
	平成27年度	平成28年度	平成29年度									
部署毎、ユニット会議の開催回数	2ヵ月毎	毎月1回	毎月1回以上									

課題	権利擁護の推進
現状認識	職員の言葉遣いや応対、センサーマットを使用した見守り体制等、利用者の人権や安全に配慮したケアにおいて、改善すべき点等課題が残っている。
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止、虐待防止について、委員会の活性化を図り、個々のケア場面について検証し、虐待防止と利用者の人権や安全に配慮したケアの改善に取組む。 権利擁護及び高齢者虐待防止等について研修会を通じ、職員一人ひとりが関心を持ち、正しい知識を身に付けることで、尊厳の保持及び利用者本位のケアに向けて介護力、看護力を高める。 成年後見制度の家族等への理解を深める取組みを行う。

目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体拘束廃止・虐待防止に向けた研修実施	1回	1回	1回
権利擁護研修への派遣	1名	2名	2名

課題	情報開示・情報提供の充実		
現状認識	様々な形で利用者家族等に情報を発信し、掲示板による感染症の流行等の防止策については徹底している。また、ホームページの更新を定期的に実施しているが、最新の情報をよりわかりやすく提供できるよう、内容を検討していく。		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「さくらぎだより」については、利用者家族等の知りたい情報が発信できるよう、掲載内容を充実させる。 ・施設選定の参考となるべく、ホームページの掲載内容を検討・精査し、定期的な更新を行う。 ・施設パンフレットについても、居宅介護支援事業所と併せて、見やすく・わかりやすく・選定につながるパンフレットにリニューアルするよう検討し、早期に実施する。 		
目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「さくらぎだより」の定期発行	年 4 回	年 4 回	年 6 回
ホームページの充実	掲載内容の 検討・精査	年 4 回の定 期見直し	年 4 回の定 期見直し

課題	感染症対策の充実及び徹底		
現状認識	集団感染や食中毒の発生を予防するためには、感染症マニュアルの周知徹底及び研修の更なる強化が必要。		
取組方針	・感染委員会が主体となり、関連マニュアルの見直しと周知を行い、感染症予防対策や緊急時への備えを講ずる。		
目標項目		目標値	
		平成27年度	平成28年度
感染症予防マニュアルの見直し		随時	随時
感染症予防研修の実施		6回	6回
課題	計画的な修繕		
現状認識	施設建設後11年を経過し、近年設備等での不具合・修繕が続く状態にある。特に空調設備や厨房機器、給排水設備での経年劣化による基盤や部品交換等の修繕が発生しており、突発的な支出負担が増加し資金繰りにも影響出てくることから、計画的な修繕管理が必要である。		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕整備する必要がある設備機器等について調査の上、整理し優先順位をつけ、計画的な修繕を行う。 ・設備機器の正しい使用方法を再確認し、異常の早期発見と報告を徹底するため、取扱マニュアルと修繕管理簿を作成する。 ・利用者の行為、又は職員の誤操作等による突発的な修繕については、発生要因の検証と再発防止の検討を徹底し、突発的修繕を抑制する。 		
目標項目		目標値	
		平成27年度	平成28年度
設備機器の正しい使用方法の再確認、異常の早期発見と報告の徹底。		故障発生報告書及び管理簿の作成	取扱マニュアルの作成と周知徹底
突発的修繕の抑制 (上記理由による修繕費、現状約100万円)		<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画表の作成 ・現状より5%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画表の作成 ・現状より7%削減
		・修繕計画表の作成	・修繕計画表の作成
		・現状より10%削減	・現状より10%削減

課題	諸規程の遵守		
現状認識	就業規則の説明は、新人職員研修や採用時において実施しているが、その他諸規程については、種類も多く周知することが難しい		
	・新人職員研修では、先ず就業規則等身近なところから始め、一度きり		

取組方針	の説明とせず、その後は既存の職員と同様に、職員会議やスポット研修により、項目を絞って説明し、全職員が理解できるようにする。 ・諸規程等の内容については、制度改正に伴う見直し改正の他、施設の実情と現状に沿った内容に随時見直ししていくこととする。		
------	--	--	--

目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新人職員研修での説明実施	年 1 回	年 1 回	年 1 回
職員会議又はスポット研修での説明	年 2 回	年 2 回	年 2 回

課題	利用者の安全管理の徹底
現状認識	<p>利用者の安全管理に関するマニュアル作成、汚染物処理の実演等感染症に対する予防策は徹底してきているが、随時見直しが必要である。</p> <p>利用者の健康診断、定期採血、職員の情報による健康状態の把握は出来ている。また、施設内研修や申し送り時に疾患に関する症状、予測でできる内容について伝授しているものの、更に他職種と迅速で的確な情報を共有していくためには、記録簿や報告書等の回覧方法のルール作りも重要である。</p> <p>「医療的ケア」に参加した介護職員に実地研修で、「喀痰吸引」、「経管栄養」の必要性、手技を指導しており、今後も継続を要する。</p>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防、急変時のマニュアルを見直しの上、再作成し、感染予防、事故対策に努める。 ・協力病院や他職種と連携を図り、利用者の状態を把握し、体調不良を早期発見し、迅速な対応を行い、重症化を防止する。 ・職員へ施設内研修等により、医学的知識を提供し、利用者の体調不良等の異常について早期に発見する。 ・「医療的ケア」に参加することで、介護職員が技術・知識を習得し、利用者の安全を確保する。 ・利用者家族と情報を共有・提供し、利用者の健康を維持し信頼関係を構築する。

目標項目	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設内研修の実施・マニュアルの作成	内容検討 作成	内容の見直し 作成	内容の見直し 作成
「医療的ケア」研修の参加	職員参加	職員参加	職員参加

課題	快適な食生活を送れるよう支援する		
現状認識	<p>日本人の食事摂取基準の改正により、平成27年4月より食塩の1日の摂取量が男性8.0g未満、女性7.0g未満に改正（現行男性9.0g、女性7.5g）となったため、食事提供について調整方法を変更し実施中。</p> <p>刻み食の対象利用者から、普通食を刻み食とするために、食材が分りづらいとの意見があり、調理方法や盛り付け等に工夫が必要である。</p> <p>厨房内の職員間で、技術及び知識、仕事に対する意識の高さに乖離がある。</p> <p>施設組織としての情報共有方法について、再度見直す必要がある。</p>		
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養並びに心身の状況を考慮した栄養マネジメントの実施。 ・栄養ケア計画に基づき、栄養面、嗜好面、季節感を考慮したメニューを作成する。また、日々可能な限りユニットを回り、利用者より食事に対する意見を聴取の上、記録し改善につなげる。 ・食事摂取基準改正後の食塩量に抑制するため、盛付器具の統一と献立の見直し、盛付等によるバラつきをなくす。 ・刻み食、ゼリー食については、利用者の意見の他、介護職員の意見も取り込みながら盛付等を工夫する。（行事食や楽しみとしての取組みについても同様に実施） ・食中毒や感染症予防については、職員の意識レベルを向上させるため、日常的な注意喚起と衛生管理を徹底する。 ・栄養ケア計画含む利用者情報及び報告について、組織配置に則って改めてルール作りし情報共有化を徹底する。 		
目標項目	目標値		
	平成27年度 平成28年度 平成29年度		
食事の減塩対策（1日あたり7g未満）	盛付器具の統一・献立の見直し	献立の見直し・検討	献立の見直し・検討
情報共有・記録簿に関するルール作り	ルール策定・実施	記録簿の見直し	左記の見直し・実施

課題	施設利用者の身体機能低下予防と介護予防活動の活発化																														
現状認識	<p>機能訓練実施プランの定期的な見直しと評価を行い、施設利用者の細やかなA D Lを把握し、個別性のある機能訓練を実施している。また、他職種とのカンファレンスの実施、機能訓練実施プランと評価の回付により、情報共有しながら機能訓練を行った。しかしながら、介護予防活動においての評価及び見直しは行われていないのが現状である。また、利用者が、主体的に介護予防活動への取組み、参加できる体制が不十分である。</p> <p>機能訓練、介護予防活動ともに個々の利用者により、実施回数が大きく異なるため、全ての利用者に実施・参加出来る体制を構築することが必要である。</p>																														
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・個別実施計画に基づいた機能訓練の実施と定期的な評価と見直し ・カンファレンスや実施プラン等利用者情報及び報告について、組織配置に則って改めてルールを作り、情報共有化を徹底する。 ・他職種の協力を得ることで介護予防活動の強化を図る。（季節を感じられる各種アクティビティ、映画上映会の実施、グループ体操、さくらぎコーラス、健康講座、栄養教室のほか、希望利用者に対しては臨床美術、フラワーアレンジメントを定期的に実施）定期的な評価と見直しを実施する。 ・現状の機能訓練実施体制を見直すことで、利用者満足度の高い機能訓練、介護予防活動を提供していく。 																														
目標項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">目標項目</th> <th colspan="3">目標値</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・機能訓練実施プラン</td> <td>定期的な評価</td> <td>3 カ月毎</td> <td>3 カ月毎</td> <td>3 カ月毎</td> </tr> <tr> <td>・介護予防活動</td> <td>と見直し実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機能訓練実施プラン</td> <td>実施・参加</td> <td>1 カ月 1 回 以上</td> <td>1 カ月 2 回 以上</td> <td>1 カ月 2 回 以上</td> </tr> <tr> <td>・介護予防活動</td> <td>回数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標項目		目標値					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	・機能訓練実施プラン	定期的な評価	3 カ月毎	3 カ月毎	3 カ月毎	・介護予防活動	と見直し実施				・機能訓練実施プラン	実施・参加	1 カ月 1 回 以上	1 カ月 2 回 以上	1 カ月 2 回 以上	・介護予防活動	回数			
目標項目		目標値																													
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																											
・機能訓練実施プラン	定期的な評価	3 カ月毎	3 カ月毎	3 カ月毎																											
・介護予防活動	と見直し実施																														
・機能訓練実施プラン	実施・参加	1 カ月 1 回 以上	1 カ月 2 回 以上	1 カ月 2 回 以上																											
・介護予防活動	回数																														

3. 施設稼働率の向上

課題	利用稼働率の維持・向上					
現状認識	<p>近年の施設入所の稼働率は98%程度を維持してきているが、入院者の増加により、稼働率が落ち込んだ年度もあった。利用者の入院を少なくするためにも、看取り介護の実施、利用者の健康管理の充実、事故件数の減少に取組むとともに、短期入所との一体的な取組みにより、空床利用も含め、利用率の向上に努めることが重要である。短期入所については、一時短期入所の受入を断った時期があったが、現在は関係機関、他事業所との連携を密にし、情報交換することで改善してきているが、利用したいときのタイミングもあり、積極的な利用にはつながりにくいのが実態となっている。</p>					
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラグの少ない施設入所を行うため、入所判定委員会で入所順位を決定しているが、入所の段階で断られるケースもあるため、申込待機者リストの更新を常に行い、待機者の動向調査を行う等管理を更に強化する。 ・感染症対策と事故防止の徹底、特に冬場のインフルエンザ等感染症は、利用稼働率に大きく影響するため、引き続き職員に対する予防接種や感染予防対策に関する知識の周知に取組む。 ・長期入院者については、家族・協力病院と連携し、空床期間をできる限り短縮する。また、入院中の空床ベッドを有効利用し、短期入所の利用率アップにつなげる。 ・生活相談員と居宅介護事業所との連携を密にし、空床を埋めるとともに継続利用につなげる。 					
指標 (稼働率)	平成25年度 実績	平成26年度 実績 (26/4~27/1)	目標値			
施設入所	98.8%	96.2%	98%	99%	100%	平成27年度 平成28年度 平成29年度

4. 各種委員会開催計画

別紙参照

5. 年間研修計画

別紙参照

6. 行事計画

別紙参照

(予防) 短期入所生活介護事業所計画

1. 基本方針ならびに重点目標

基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none">・利用者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して生活できるよう、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの提供に努める。・介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、利用者や家族が必要とする介護サービス及び自立支援につながができるサービスを適切・適時に提供していく。・介護支援専門員や生活相談員、介護事業者、医療機関はもとより、自治会や民生委員等地域関係者との情報の共有化を推進し、利用者や家族が快適に過ごせる生活環境の整備に注力していく。 <p>以上を基本方針と定めて取組んでいく。</p>
重 点 目 標	<p>ア. 定期利用の推進及び新規利用者の確保（稼働率の向上）</p> <p>介護者の介護負担を軽減することを目的に、既存利用者については、適切な計画に基づき、定期利用回数の増加を推進するとともに居宅介護事業所との連携を更に密にし、新規利用者の確保に努める。また、近隣地区の居宅事業所との連携も強化し、情報提供を積極的に行い、空床臨時利用者を開拓していくことで稼働率を高める。</p> <p>イ. 利用者の立場に立った介護サービスの提供</p> <p>外部研修への派遣や施設内研修や勉強会を通じ、認知症ケアや接遇マナーの向上に努め、利用者本位の質の高いサービスを提供できるよう人員配置の見直しも検討し、人的体制の強化を図る。</p> <p>ウ. 残存機能の維持・向上を図る。</p> <p>利用者がいつまでも自宅で生活することができるよう、自立支援につながる介護サービスを適切に提供するとともに、生活環境を整えることで運動機能低下による事故防止に努める。</p> <p>エ. 地域関係機関との情報の共有及び連携の強化</p> <p>介護支援専門員や生活相談員、介護サービス事業所、医療機関をはじめ、地域関係者と密に連携を図り、情報の共有化を推進することで利用者が安心して生活できる環境整備につなげる。</p>

2. 研修計画

施設の内容と同様

3. 年間行事計画

施設の内容と同様

4. 利用稼働率の向上

指 標 (稼働率)	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績 (26/4~27/1)	目 標 値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	68.3%	77.5%	85%	90%	95%

居宅介護支援事業所計画

1. 基本方針並びに重点目標

基本方針	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が住み慣れた地域で、安全かつ安心して暮らしていくように、リスクマネジメントに着目したケアマネジメントを実施し、在宅生活の継続を支援していく。・認知症高齢者への支援のため、専門知識の習熟に努める。・介護予防推進にも尽力し、地域に信頼される事業所を目指す。・短期入所との連携を十分に行い、常に安定した収支構造を確保し、利用者の安定維持に取組み、黒字化を目指す。 <p>以上を基本方針と定めて取組んでいく。</p>
重点目標	<p>ア. 危機管理に着目したケアマネジメントの実施 利用者の日常生活上の危機管理に着目し、必要に応じて関係機関と連携、協働を行い利用者の安全を確保する。</p> <p>イ. 地域への貢献度の向上 介護予防推進の観点から、自主的活動の支援を行っていく。また、地域の行事等にも積極的に参加し、地域住民と交流を図り、地域に根ざした事業所を目指す。</p> <p>ウ. 職員の資質向上を目指す 多様化する介護保険制度に円滑に対応できるよう、各種研修会に積極的に参加し、知識の習得に励むとともに自己啓発意欲を高め、ケアマネジメント力の向上に努める。</p> <p>エ. 収支構造の黒字化 各事業所及び担当地域包括センターへの定期訪問等により連携を強化し、新規先を確保することで、顧客件数の増強を図り、赤字体質の脱却を目指す。</p>

2. 研修計画

施設の内容と同様

3. 年間行事計画

施設の内容と同様

4. 利用稼働率の向上

指 標 (稼働率)	平成 25 年度 実 績	平成 26 年度 実 績 (26/4~27/1)	目 標 値		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護計 画作成件数	29 件	26 件	35 件	35 件	35 件

(仮称) グループホームさくらぎ事業計画

施設整備の基本方針	<p>1. 施設づくりについて</p> <p>(1) 既存の住宅地に開所するに当たり、周辺住宅との調和を考慮し、違和感のない外観とする。</p> <p>(2) 内装については、地元県産の木材を出来るだけ多く用いて自宅と同じようにくつろげる内装及び空間作りとする。</p> <p>(3) 施設敷地内に可能な限り植樹及び畑のスペースを残し、利用者の憩いの場と家庭菜園等により生活リハビリと実益を兼ねた場を整備する。</p> <p>(4) 利用者本人の自己決定を尊重し支援していく。具体的には、食事・趣味・外出・服の選択・着替え等本人の希望に寄り添う介護を目指す。</p> <p>(5) 在宅生活からの継続性を重視した個別サービスの提供を行う。具体的には排泄の自立支援、認知症の進行防止、基準配置以上の介護員、看護職員の配置による気配り、目配りができ、人としての尊厳をもって地域の中でその人らしい生活を送ることが出来るグループホームを目指す。</p> <p>(6) 防犯カメラを設置し不審者の侵入防止、利用者の見守り、離脱防止に努め入所者の安全保護に努める。</p> <p>2. 災害への対応方針について</p> <p>(1) 既存の特別養護老人ホームと同様の非常災害設備を整備し、非常緊急通報装置、スプリンクラー等既存の特別養護老人ホームと同様の設備を完備し利用者の安全を保護する。</p> <p>(2) 非常食・飲料水・LPガス式発電機・反射式ストーブ等東日本大震災で経験した教訓を活かし既存の施設と同等の備品を整備し入所者保護に万全の体制を整える。</p> <p>(3) 医療機関、他の社会福祉法人との災害協定の下、既存の特別養護老人ホーム、近隣の盛岡市高松老人憩いの家と協力して福祉避難所として被災者の受け入れを行う。</p> <p>(4) 当法人並びに特別養護老人ホームさくらぎの里は、「岩手県中央ネットワーク高齢者福祉協議会災害時ネットワーク協定を締結」及び盛岡市と「災害時における災害時要援護者避難支援の協力に関する協定書」を締結しており、地震・津波・火災・台風・水害・落雷・土石流等により被害が発生した場合、被災していない施設が被災施設利用者の受け入れ並びに職員を派遣する等相互の応援を円滑に行うため、災害時支援ネットワーク協定を定めている。</p>

施設整備の基本方針	<p>※具体的な応援事項として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の避難のための施設の提供 ・被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供 ・災害応急措置に必要な職員の派遣 ・災害応急措置に必要な物資の提供 ・その他、被災施設から特に要請のあったもの等々を依頼し入所者保護に努めます。 <p>上記のとおり、災害時には入所者保護に努め、被災施設並びに被災者へ最大限の協力していく。</p> <p>(5) 東日本大震災において、ガソリン等の燃料不足により入所者の病院受診、施設車並びに職員の出勤に苦慮した経験を教訓に既存の取引業者との協力体制を構築したことによりガソリン等燃料の安定供給に努め、入所者の病院受診、職員の出勤等に支障が出ないよう配慮する。</p> <p>(6) 停電については、東日本大震災において「北良株式会社」の協力の下、LPガスが安定供給できた実績があり、LPガス式発電機を使用した発電による照明、携帯電話の充電による通信機能の確保、TV・ラジオ等からの情報収集に大いに役立ち、ガスコンロを使用した調理等が可能であったためグループホームにおいても整備する。</p>
施設の運営方針	<p><運営方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭的な環境と地域住民と交流の下、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援を行う。 2. 利用者の身体的、精神的状況の把握に努めると共に状態に応じ医療機関と連携し適切な対応を行う。 3. 社会福祉法人の運営に関する情報を適正に開示する。 <p><行動指針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民と共生できるグループホームを目指す。 2. 法令を遵守し虐待防止に努める。 3. 個人情報保護に取組む。 4. 身体拘束の廃止への取組みを行う。 5. 要望、苦情に対し速やかに対応する。 6. 利用者の趣味・嗜好・生活・記憶の歴史、背景を大切にする。 7. 安全・快適・清潔な環境の整備に努める。 8. 研修に積極的に参加し、知識・技術の向上に努める。 9. 「福祉サービス第三者評価」を継続受診し施設並びに介護の質の向上に努める。

	<p>10. 福祉体験・実習・ボランティアの積極的な受入れを行い介護員育成を協力していく。</p> <p>11. 運営推進会議を活用し運営上の課題等について協議し改善していく。</p> <p>12. 防災対策に取組み、利用者保護に努める。</p> <p>13. 労務管理に努め適正な職員管理を行う。</p> <p>14. 情報開示については施設内、広報紙、ホームページを通じ開示する。</p>
入所者の処遇方針	<p>1. 食事について グループホーム職員、入所者がメニュー作成、調理をするだけでなく既存の特別養護老人ホームの管理栄養士及び調理員からの指導・提案によるメニューを作成し調理指導・補助を行うことで、上質の食事を提供する。</p> <p>2. 入浴・排泄・リハビリ・家族との交流について (1) 重度者に対応できる入浴設備を設置し、どのような状態でも入浴を可能とし清潔を保ち、人間としての尊厳を保持できるよう支援する。 (2) 排泄の自立支援、尊厳の保持に努める。 (3) 可能な限りトイレでの排泄を誘導し、オムツ等の使用になった場合でも誘導、声掛けによりトイレでの排泄を優先させるように促す。オムツ交換、入浴介助では極力同性介護を基本とし、羞恥心を与えないようプライバシー保護に重点をおき、個人の尊厳の保持に努める。 (4) 家族との交流について、施設行事には事前に文書等で家族へ連絡し共に楽しみを共有できるようにし、会報・ホームページ等で様子を報告する。 (5) 趣味・外出活動を通じた生活リハビリで身体機能の維持向上につなげていく。</p> <p>3. 重度者に対する支援について (1) 障害のある方に対応できるベッド、車椅子、トイレ、ナースコール等を設置する。 (2) 可能な限りグループホームで対応し、主治医・協力医療機関との連携によりスムーズな受診・入院治療を行い、既存の特別養護老人ホームさくらぎの里との連携による入所対応を行っていく。 (3) 喀痰吸引の研修の受講を推進し、吸引・胃ろうの利用者に対応できる職員を配置する。</p>
事業運営の適	<p><運営推進会議の設置></p> <p>1. 運営推進会議を設置し、事業の運営状況の把握の他、利用者の日常生活等活動状況の把握、事業に対する提言、事業に対する評価のため、2ヶ月に1回の会議を開催する。</p> <p>2. 既存の特別養護老人ホームと同様に、苦情対応委員会を設置（第三者委員を選任）し、苦情受付担当者を配置することで要望・苦情の窓口を一本化</p>

正化	することにより、情報が散乱しないよう体制を整備し、申立者が不利益な扱いを受けないよう保護する。又、情報を共有した対応を協議した上で速やかに利用者等への回答及び改善を図り、職員に周知徹底していく方針。
職員の定着支援	<p>1. 職員の処遇について、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設長が定期及び隨時に個別面談を行い職員個々の意見、要望を聞き入れ業務に反映させる。 (2) メンタルヘルスケアとして、産業医を設置し「ストレスチェック」を実施し必要に応じ、産業医による個別面談を実施する。 (3) 既存施設と同様に非正規職員から正規職員への登用制度を導入。 (4) 年次休暇の利用促進により、職員の心身の休養、リフレッシュとなるよう配慮する。 (5) 冠婚葬祭、配偶者の出産等においての特別休暇の取得、育児休業、育児短時間勤務、介護休業、介護短時間勤務等の規程を浸透させ、職員が制度を利用しやすいよう配慮する。 (6) 勤務表作成時に希望の休日を取り入れ、旅行や子供の学校行事等に参加できるよう配慮する。 (7) 歓迎会、忘年会等を開催し職員間の親睦を深める。 (8) 新卒者に対し先輩職員を指導者とし、定期評価を行いながら指導した後も様々な相談役としてフォローする。 (9) 資格取得や自己啓発の支援を行う。 (10) 福祉医療機構の退職金共済への継続加入。 <p>2. 認知症実践者研修修了者、リーダー研修修了者が主体となり、認知症入所者の対応に見識の相違が出ないよう時間をかけて研修を行い、その際には研修終了者のみならず、認知症介護のベテランの介護職員を専属の指導者とし定期評価を行い介護技術の指導だけでなく様々な相談役として対応していく。</p>
地域住民との交流等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町内会へ加入することにより、夏祭り、敬老会等各種地域行事へ参加し地域住民と関わることにより交流を深める。 2. 近隣の高松憩いの家で行われている高齢者の同好会・サークル活動等に参加し日常から地域住民と交流を深める。 3. 地域ボランティアの積極的受入れを行う。 4. 災害時の福祉避難所として開放し、救助物資の提供、協力を行う。 5. 地域における介護、認知症への支援を行う。 6. 施設行事には事前に文書等で家族へ連絡し共に楽しみを共有できるようにすると共に会報、ホームページ等でお知らせする。また、町内会等へは回覧板等で周知及び高松老人憩いの家等にポスター掲示し行事等への参加を

の 取 組 み	<p>募る。</p> <p>7. 予定地周辺には文教施設が集積しており、1km圏内に8カ所の施設があり、体験学習・ボランティア・慰問等で世代間交流を図る。</p>
協 力 医 療 機 関	<p>＜医療機関との連携体制についての取組み＞</p> <p>協力医療機関として、既存特養施設との既契約医療機関と契約するほか、歯科協力医院と契約予定であり、利用者の健康管理及び緊急時の対応が確立され、休日・夜間においても受入できる早急な対応が可能となり、利用者・家族等より利用者負担が軽減される。以上の医療機関との医療連携を保持することで入所者の健康管理が良好に保たれるよう配慮していく。</p>
施 設 独 自 の 取 組 と し て	<p>1. 既存施設「特別養護老人ホームさくらぎの里」及び法人において「第三者評価」制度を実施し、より良い施設を目指し常に改善に努めており、「グループホームさくらぎ」においてもこの制度を実施し、利用者により良い環境を提供していく。</p> <p>2. 既存の特別養護老人ホームとの連携により各種行事、研修等を共同開催し、感染対策・事故対策等各委員会での情報共有を行うことで、より有機的に活用可能となり、利用者が安全かつ快適な生活が送れるようグループホーム及び法人全体で支援していく。</p> <p>4. 看護師を常勤で配置し利用者の健康管理及び緊急時の対応、24時間オンコール体制など特別擁護老人ホームと同様の健康管理を行っていく。</p> <p>5. 既存の特別養護老人ホームでは、小中高生だけに限らず専門学校、大学、その他介護員養成機関からの受け入れ要請については一度も断った事はなく就業支援における事前見学や体験学習、職場実習を積極的に受け入れ、介護職員の育成に注力しており、グループホームにおいても同様に法人全体として受け入れ、介護人材の育成に注力していく。</p> <p>6. 町内会へ加入し、地域行事へ参加し地域との交流を図っていく。町内会の一員として、災害時における福祉避難所としての受け入れ、救援物資の搬送の手伝い、職員派遣等を行い地元密着型のグループホームを目指す。</p> <p>7. 職員の交流についても、町内会の一員として、清掃活動や地域の季節行事等に参加する事によりグループホームへの理解を深め地元に密着した施設として受け入れてもらえるよう活動していく。</p> <p>8. 老人クラブ、町内会、子ども会等の意見・希望等を聞き、介護職員等による近隣者が気軽に相談できる少数制の介護教室等の随時開催していく。</p>
	<p>1. 災害への対策について</p> <p>(1) 特別養護老人ホームさくらぎの里同様に非常災害対策を行う。非常緊</p>

災害対策について	<p>急通報装置、スプリンクラー等の設置等施設同様の設備を設置し、定期的に非常災害訓練を地域住民と共同で行うとともに、地域の防災訓練にも参加する。</p> <p>(2) 施設が被災した場合は、徒歩1分程にある盛岡市の指定避難場所の「高松老人憩いの家」への避難とする。「高松老人憩いの家」が利用できない時は施設より1km圏内に10ヵ所ある指定避難場所へ避難を検討し、既存の特別養護老人ホームさくらぎの里にて受け入れ、利用者を施設職員と協力しながら避難させ利用者保護に努める。</p> <p>(3) 日常より非常食・飲料水・発電機等災害備蓄品を利用者、職員等の人数分を合わせた5日分を整備し非常時には福祉避難所として開放し被災者を受け入れ、必要物資の提供を行い、利用者・被災者保護に努める。</p>
----------	---

※初年度収支見込表及び既存事業所合算収支見込表は別紙のとおり

社会福祉法人河北会 収支見込表(平成27年度～29年度)

《特養さらぎの里・短期入所・居宅事業所・(仮称)グループホームさらぎ合算》

(単位:千円・%)

区分・項目＼年度	26年度実績			27年度予算			28年度予算			29年度予算			増減差額	増加比率
	26年度実績	増減差額	増加比率	27年度予算	増減差額	増加比率	28年度予算	増減差額	増加比率	29年度予算	増減差額	増加比率		
介護保険事業収益	284,947	296,356	299,729	3,373	1.14%	296,771	-2,958	-0.99%	351,415	54,644	18.41%	362,700	11,295	3.21%
その他事業収益	31	53	55	2	3.77%	530	475	863.64%	530	0	0.00%	800	270	50.94%
サービス活動収益計	284,978	296,409	299,784	3,375	1.14%	297,301	-2,483	-0.83%	351,945	54,644	18.36%	363,500	11,555	3.28%
人件費	171,877	170,482	167,659	-2,823	-1.66%	173,856	6,197	3.70%	208,478	34,822	19.91%	218,480	9,992	4.79%
事業費	46,682	48,175	45,286	-2,888	-6.00%	47,565	2,278	5.03%	55,000	7,435	15.63%	56,500	1,500	2.73%
事業費 減価償却費	17,713	18,932	18,035	-897	-4.74%	22,175	4,140	22.96%	25,411	3,238	14.59%	28,500	3,098	12.16%
園庫補助金等特別積立金取崩額	37,703	39,103	35,463	-3,645	-9.32%	37,303	1,840	5.19%	42,482	5,179	13.88%	42,282	-200	-0.47%
サービス活動費用計	-13,666	-14,148	-13,216	932	-6.59%	-13,664	-448	3.39%	-14,916	-1,252	9.16%	-14,916	0	0.00%
サービス活動費用計	260,314	262,549	253,227	-9,322	-3.55%	267,235	14,008	5.53%	316,455	49,220	18.42%	330,826	14,371	4.54%
サービス活動増減差額	24,664	33,860	46,557	12,697	37.50%	30,066	-16,491	-35.42%	35,480	5,424	18.04%	32,674	-2,816	-7.93%
事業活動外収益計	1,473	1,146	2,107	961	83.86%	12,320	10,213	484.72%	500	-11,820	-95.94%	500	0	0.00%
サービス活動外費用計	5,137	5,241	4,921	-320	-6.11%	3,952	-869	-19.68%	3,753	-199	-5.04%	4,861	1,108	26.52%
サービス活動外増減差額	-3,664	-4,095	-2,814	1,231	180.37%	8,398	11,182	-397.37%	-3,253	-11,621	-138.87%	-4,361	-1,108	34.06%
経常増減差額	21,000	29,765	43,743	13,978	46.96%	38,434	-5,309	-12.14%	32,237	-6,197	-16.12%	28,313	-3,924	-12.17%
特別収益計	0	0	0	0	0.00%	1,299	1,299	0.00%	0	-1,299	0.00%	0	0	0.00%
特別費用計	0	0	0	0	0.00%	4	4	0.00%	0	-4	0.00%	0	0	0.00%
特別増減差額	0	0	0	0	0.00%	1,295	1,295	0.00%	0	-1,295	0.00%	0	0	0.00%
当期活動増減差額	21,000	29,765	43,743	13,978	46.96%	39,729	-4,014	-9.18%	32,237	-7,492	-18.86%	28,313	-3,924	-12.17%
その他の積立金取崩額	0	0	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
その他の積立金積立額	9,626	9,620	3,219	-6,401	-66.54%	13,555	10,366	322.03%	17,200	3,615	26.61%	17,200	0	0.00%
次期繰越活動増減差額	162,700	182,842	223,366	40,524	22.16%	249,510	26,144	11.70%	264,547	15,037	6.03%	275,660	11,113	4.20%

平成28年度 部門別事業計画表

平成28年度 年間行事予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設行事			・チャグチャグ 馬っこ	・夏祭り <23日(土)>		・歌老会 <10日(土)>		・介護フェア <12日(土)>	・クリスマス会 <17日(土)>			・利用者家族 交流会 <11日(土)>
ユニット行事	年度初にユニット毎に行事内容 決定 (随時開催)											
その他行事	・ギター・ボラン ティア ・フラワー・アレン ジメント ・臨床美術 ・グループ体操 ・お花見											
食事	・さんさ踊り 練習会 植え ・北の街の懐 メロ ・馬鹿ユバ一 ヶ見学	・七夕 ・土用丑の日	・映画上映会 (歌老会)	・さくらぎニ ーラス発表会	・映画上映会 ・北の街の懐 メロ	・白歌会	・審査会	・映画上映会 ・映画上映会	・映画上映会 ・映画上映会	・春分	・ひな祭り	